

## 原著

# スクールソーシャルワーカーの配置と 保護者ケース会議の導入がもたらす校内支援体制の変容 —コーディネーター教員を対象にしたインタビュー調査から—

大塚 美和子

神戸学院大学 総合リハビリテーション学部 社会リハビリテーション学科

**[要約]** スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置と保護者ケース会議の実施が校内支援システムにもたらす変容について探索し分析した。SSWと一緒に校内支援と保護者ケース会議に組織的に取り組んできた小中学校のコーディネーター教員11名にインタビュー調査を実施し、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチによる分析を行った。分析の結果、スクールソーシャルワーク導入前は＜見立てがない校内支援の悪循環＞の中にあった学校に、SSWの配置によって＜SSWとの協働による機能する組織への変化＞ができ、更に、保護者ケース会議の実施により、保護者、子ども、教職員がエンパワーされ、虐待の予防や発達支援が進み、保護者と子どもの思いを組み入れた＜問題予防型校内支援の好循環＞が生まれた。これらから、SSWの配置と保護者を含めたケース会議が校内支援システムの変容をもたらす可能性が示唆された。

**キーワード：**スクールソーシャルワーカー、保護者ケース会議、校内支援システム、コーディネーター教員、チーム学校

## I 研究の背景と目的

2015年12月に中央教育審議会から文部科学省への答申で示された「チーム学校」は、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）やスクールカウンセラーなどの専門家と教職員が一つのチームとなり、連携、協働することを求めたものである。

「専門性に基づくチーム体制の構築」「学校のマネジメント機能の強化」「教職員一人一人が力を發揮できる環境の整備」の3つの視点から学校のマネジメントモデルの転換を図っていくことを求めている<sup>注1)</sup>。しかし、「チーム学校」については、専門スタッフが参画したとしても協議のための時間がかかり教員が多忙化すること、コーディネーター教員が配置されなければ教員の負担は増大すること、チーム学校が効果を上げるためには教員を

中心に専門スタッフとの協働体制を明確化し両者の仕事を分業化する必要があること等が指摘されている<sup>1)2)3)</sup>。SSWと「チーム学校」の関係では、SSWの職務規定などの法的整備の問題や学校文化を理解した連携、協働の在り方、あるいはSSWの専門性であるアセスメントの重要性などが指摘されている<sup>4)5)6)7)</sup>。

「チーム学校」におけるSSWの専門的な役割とは何であろうか。SSWは子どもの生活環境についてミクロ・メゾ・マクロレベルでのマネジメントを行う専門家であるが、「チーム学校」ではメゾレベルのマネジメントが重要である<sup>8)</sup>。文部科学省は、「児童生徒の教育相談の充実について」の通知の中で、メゾレベルのアプローチについて、学校組織を対象とし、学校内におけるチーム支援体制の構築、複数の視点で検討できるケース会議と

ケースのアセスメント、課題解決のプランニングへの支援と説明している<sup>注2)</sup>。西野は、校内のコーディネーター教員と配置型のSSWがチームで校内体制を構築することで子ども虐待に対する効果的な支援が展開できることを示し、メゾ・アプローチの重要性について言及している<sup>9)</sup>。しかし、スクールソーシャルワークの領域ではメゾレベルの実践や実証研究は十分に行われていないのが現状である。

「チーム学校」のもう一つの課題は、ケース会議のメンバーに当事者である子どもや保護者が含まれていないという点である。子どもや保護者は支援の対象として位置づけられ議論されることが多く、SSWが行うケース会議の参加者は学校教職員と関係機関の専門職であることが多い。一方、子どもや保護者を含めたチームについて、学校心理学の分野では石隈らが保護者を含めたチーム支援と校内マネジメントモデルの研究を行っており<sup>10)</sup>、また、スクールソーシャルワークの領域では馬場が問題解決型ケース会議を推奨する中で保護者や子どもとのケース会議例を紹介している<sup>11)</sup>。大塚らも困難事例に対する当事者とのケース会議を数多く紹介しているが、先行研究は十分に行われていない状況にある<sup>8)</sup>。

本研究の目的は、SSWの配置と保護者ケース会議の実施による校内支援システムの変容プロセスを探査し分析することである<sup>注3)</sup>。SSWが協働する相手は教職員個人だけではなく学校という組織であり、組織に影響を与えるには「ケース会議」という明確で構造的な方法が有効だと考える。本研究で取り上げる保護者ケース会議とは、保護者参画型の会議で、保護者、教職員、SSW等の三者以上で、子どもの問題についての情報交換だけでなく、アセスメント、プランニングを共有する戦略的な会議を指す。そこで、あえて面談とは区別して、「保護者ケース会議」と表現している。

## II 研究方法

### A. 調査協力者

筆者自身が協力依頼を直接行うか保護者ケース会議に一緒に取り組んできたSSWに紹介を依頼する方法で協力者を募った。その結果、校内支援組織作りと保護者ケース会議に組織的に取り組んできた小中学校のコーディネーター教員11名のインタビュー調査を実施することができた。

ここで対象としたコーディネーター教員とは、いずれも配置型の形態のSSWと協働し、校内支援組織の核となり保護者ケース会議のコーディネートも行ってきた教員である。表1に調査協力者の校務分掌名やSSWとの協働歴等を示した。全ての教員がSSWと協働するようになってから保護者ケース会議を開始している。

### B. 調査期間とデータの収集

2019年7月から8月にかけて個別インタビューを半構造化面接で実施し、ICレコーダーに録音した。インタビューは、半構造的面接により、質問例を記載したインタビュー・ガイドを用意した上で、SSW配置前後の校内システムの変化と保護者ケース会議が校内外システムに与えた影響について自由に語ってもらえるように配慮した。

### C. 分析方法

インタビューデータを逐語録に起こしたのち、保護者ケース会議の事例の詳細について、コーディネーター教員の語りを基に分類して整理を行った。また、インタビューデータ全体について、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（以下、M-GTA）およびNvivo統計ソフトを使用して質的データの分析と概念の抽出を試みた。M-GTAを分析方法として選択した理由は、研究対象が現象の動きやプロセス的性格を持っているためである<sup>12)</sup>。オープン・コーディングを繰り返す中で、SSW配置前後の変化だけでなく、保護者ケー

ス会議の実施前後でコーディネーター教員の意識の変化が見られており、その変容プロセスを明らかにするために、分析テーマを「SSW配置と保護者ケース会議の実施による校内支援システムの変容プロセス」とした。分析焦点者は、「配置型SSWと協働して校内支援組織作りと保護者ケース会議に組織的に取り組んできたコーディネーター教員」と設定した。概念名、定義、具体例、理論的メモを記入した分析ワークシートを作成し、分析テーマと分析焦点者の二つの視点からデータを分析し、結果図としてまとめた。

#### D. 倫理的配慮

本研究は、神戸学院大学「人を対象とする研究倫理審査委員会」で承認を受け実施した（総倫19-11）。研究協力者に対して、調査の目的と意義、研究方法、個人情報の扱いと研究に関する情報公開の方法を文章及び口頭で説明したうえで文章により同意を得た。

### III 結果

インタビューから得られたデータをもとに分析テーマの「SSW配置と保護者ケース会議の実施による校内支援システムの変容プロセス」に当てはまる概念を生成し、概念どうしの関連を分析してカテゴリーとしてまとめた。概念数は24、カテゴリー数は9であった。表2に生成されたカテゴリー、概念、定義、教員の語りの代表例（データの意味を損なわないように要約したもの）を整理して記載した。表2にあるステージとは、SSW配置前後と保護者ケース会議の実施前後の時系列の経過を追って分類したもので、第1段階のスクールソーシャルワーク導入前、第2段階のSSWの配置、第3段階の保護者ケース会議の実施、第4段階のSSWの配置と保護者ケース会議の実施後の4段階のプロセスのことである。図1はこの4段階の変容プロセスに沿って結果図を整理したものである。生成した概念を【】、カテゴリーを＜＞で記載し、変容プロセスの段階別のストーリーラインを以下に記載する。

表1 調査協力者の概要

No.	学校種別	教職経験	学校内の校務分掌名	コーディネーター歴	SSWとの協働歴 <sup>*1</sup>	SSWとの協働ケース数(概数) <sup>*2</sup>	保護者ケース会議の件数(概数) <sup>*3</sup>
1	小学校	40年	生徒指導	12年	12年	200	100
2	小学校	5年	特別支援コーディネーター	4年	4年	100	60
3	中学校	32年	通級指導・特別支援コーディネーター	9年	5年	120	60
4	小学校	11年	生徒指導	3年	3年	300	100
5	小学校	8年	生徒指導	2年	2年	50	30
6	小学校	23年	生徒指導	7年	6年	180	40
7	小学校	18年	通級指導	3年	7年	70	25
8	小学校	19年	支援コーディネーター	4年	4年	50	5
9	小学校	22年	特別支援コーディネーター	7年	7年	500	250
10	小学校	14年	支援コーディネーター	3年	3年	60	20
11	小学校	28年	通級指導・特別支援コーディネーター	4年	10年	6	10

\*1 協働歴とは他校での経験を含め役職に関わらずSSWと協働で子どもの支援を行った年数

\*2 協働ケースとは保護者ケース会議・校内ケース会議・連携ケース会議等で協働して支援を行った全ての事例

\*3 保護者ケース会議の件数は保護者、教職員、SSW等の三者以上が参画したケースの件数

表2 ステージごとのカテゴリー・概念・定義・代表例

ステージ	カテゴリー	概念	定義	代表例 (データの意味を損なわないように要約)
①スクールソーシャルワーク導入前	見立てがない校内支援の悪循環	子どもの問題への見立てがない校内支援体制	問題の背景を見立てず、生活指導中心の手立てを行い、情報交換のみの校内会議をしている学校	生活指導の話ばかりで発達の見立てがなく情報交換が多い/子どものしんどさの背景を把握できず、その時々で担任が自分の考えでフォローする
		子どもの問題、親の問題	子どもの問題は子どもと家庭の問題であると学校の役割を線引きする教職員の姿勢のこと	どこまでが学校対応の範疇かがわからず、対応の方法がわからないまま見守りになる/状況が悪くなっても、学校には責任なく、家庭や子どもの問題とされている
		保護者のクレームによる教職員の疲弊と防衛	保護者からのクレームに教職員が疲弊し、保護者と衝突しないための防衛をすること	保護者の怒りとクレームが怖いので、保護者とぶつからないように対応する/保護者からのクレームを受け止めて教職員がすべて疲弊していく
		表面的な保護者支援	問題を親に踏み込んで伝えることができず、相談機関も紹介のみで終わり深く闇をしない対応	相談機関を紹介するだけで後は何もせずに丸投げ状態になれる/学校はよほどの理由がない限り、保護者を学校に呼び出すことはしない
②SSWの配置	SSWによる専門的視点	SSWによる専門的視点	SSWによるミクロ、メゾ、マクロという包括的で先を見通した専門的な視点	SSWがミクロとマクロの見方で問題を捉え、教職員に的確にアドバイスをくれる/SSWから幅広い視点で見立てや手立てを教えてもらえる
	協働する校内チームの確立	コーディネーター教員の校内支援の足場の獲得	Co教員がSSWと一緒に校内の動きをつくることで、校内組織のキーパーソンとしての位置づけを獲得していくこと	SSWの意見の後押しを受けて、自信を持って校長に意見を伝えることができるようになった/SSWと相談して支援の方針性を幾つか作成する経験をし、慣れてくると自分なりの見通しをもってプランを作成できるようになった
		教職員の力を引き出すコーディネーター教員の力	担任の思いを尊重したうえで、教職員の意欲を引き出しチームで動けるようにサポートする力	担任を大事にして支援体制を組むほうが校内の組織がぎくしゃくしない/校内の意見をうまく取りまとめ、同じ方向に向いて支援していく方が大変だと感じる
	SSWとの協働による機能する組織への変化	SSWとの協働による機能する組織への変化	SSWとの協働によって、情報の見える化が進み、校内の支援委員会が組織的に機能するよう変化したこと	今までの生徒指導だけではできなかった校内体制の構築が、SSWが入ることで情報の連携が目に見えて大きく変わった/支援委員会を組織的に動かすことで、教職員の気付きが一つになる影響が大きい
③保護者ケース会議の実施	保護者ケース会議の重要な構成要素	保護者ケース会議に向けた綿密な準備	保護者ケース会議に向けて関係者が目標設定や道筋を整理し、確實に保護者とケース会議が行えるように綿密な準備を進めること	校内で会議前に作戦会議を行い、段取りをきっちり決めて目指すところを確認してから臨んでいる/早めに面談日を決めて保護者に予定を伝え、直前にもう1回確認して確実に集まれるようにしている/保護者のキャパシティとか能力を考慮して、どこまでお願いするかを事前に参加者で打ち合わせた
		保護者ケース会議の運営ポイント	保護者の困り感を引き出し、子どもの問題を具体的に共有し、学校と家庭の役割分担を明確化する保護者ケース会議の運営のコツ	学校側が沢山話すのではなく、保護者の意見を聞くところからスタートするように工夫してきた/子どもが学校で頑張っていることややり切れないところを保護者に理解してもらうようにした/保護者自身が「来て良かった」と思ってもらえることを大事にしていた
		親の思いに直接触れる	ケース会議における親の発言から、子どもに対する思いや親の教育観などの家庭の背景に直接触れること	「あなたたちは1年しか付き合わないけど、僕は一生付き合わなければならぬ」という言葉で、保護者の困り感がよく分かった/子育ての難しさや保護者の子ども時代を教えてもらい、学校以外の子どもの姿を沢山教えてもらった
		保護者ケース会議の価値	問題が起きる前に親とも先手でつながり、子どもの支援を学校と家庭が協働でおこなえるところに保護者ケース会議の存在価値があること	問題のないときこそ保護者とつながり、大きな問題になる前に先手で進められる会議だ実感しました/つながりにくい保護者とも、保護者ケース会議があったからつながれた/親が怒られるために呼ばれるのではなく、子どものいいところを伸ばすために呼んでもらえる会議
		関係機関とのダイレクトな連携	保護者ケース会議に関係機関が直接参加することで、個別の支援よりも共通理解が進み、理にかなつた有意義な連携ができる	関係機関と学校と保護者との会議で、日ごろ保護者が学校に言いたがらない鍵となる情報をその場で出してもらえると、学校も家庭の状況を合法的に知ることができる/保護者の話を個別に聞くよりも一緒に場で考える方が支援の方法がより明確になる
	保護者と学校をつなぐSSWのスキル	保護者と学校をつなぐSSWのスキル	保護者の困り感を専門的に見立て引き出し、保護者と教職員の両者の理解を深めるために代弁や仲介を行うこと	「ご家庭としてはどう思われますか」というふうな引き出しがSSWが保護者に水を向けることで、学校から言わされたという形ではなく、保護者から自発的な意見を引き出してもうえた/SSWは教師が発見できない保護者の困り感を教師にも分かるようにうまく言い換えてくれる
	教職員が元気になる	保護者と子どもを元気にするための保護者ケース会議が教職員自身も元気にすること	保護者ケース会議は、もともと保護者と子どもが元気になるための会だと思ってたけれども、回り回って学校も元気になっている/子どもへ思いがケース会議で一つになって、私たちの中でパワーが出る感じがする	

	保護者ケース会議が生み出す好循環	保護者が安心し元気になる 保護者の視点と関わりの変化 子どもが変わる コーディネーター教員とSSWが主軸となるチーム支援の展開	保護者ケース会議は親自身の自己肯定感を増す場であり、親を孤立させない安心の場になっていること 親自身が子どもの本質的な問題に目を向けて障害や課題を受容し、自らの関わりを変化させることができるように変化すること 保護者ケース会議によって親の声掛けが変わると、今までの半分の時間で子どもが変わること 担任が一人で抱え込まないよう、コーディネーター教員とSSWが主軸となってチームで動けるようにマネジメントしていくこと	わが子のためにいろんな先生が一生懸命関わってくれるこ とが見える。保護者が1人ではないことが実感できる会になっていた/保護者の子育ての頑張りを関係機関みんなで理解し応援していることを伝える会になった 保護者のケース会議を導入して、保護者の子どもに対する見方や自分に対する自己受容などが変化した/会を重ねていいく中で、子どもの困り感が見えるようになり、その結果、医療機関につなぐことができ、本質的な子どもの課題にも目を向けることができた 保護者の意識や声掛け一つで子どもの様子が変化する/SSWが配置されて校内支援体制ができ、保護者への視点が入ることで保護者ケース会議につながる。そうなると、今までの半分の労力と半分の時間で子どもが変化するっていうことも実際ありました SSWが「チーム」という形にもっていってもらえたからこそ進んだと思います。学校だけの個別対応であれば行き詰まっていました/学校、家庭、関係機関がそれぞれどこまで入るかとかいうトータル的なマネジメントをSSWが言ってくれた
④SSWの配置および保護者ケース会議実施後	問題予防型校内支援の好循環	子どもを家ごと丸ごと見る視点への変換 親と子どもの思いを活かした校内支援体制 虐待の予防 発達支援の展開 蓄積される学校のノウハウ	保護者ケース会議によって学校が保護者の立場で考えられるようになり、子どもを今見ている姿だけで判断せず、包括的に子どもと家庭を見るようになること 保護者ケース会議で子どもと保護者という当事者が困っていることを把握し、校内会議で情報発信することで、課題可決に向けて学校全体で取り組むべき支援が明確化されること 保護者とケース会議ができるため、虐待が起きても親と話ができる、その結果、虐待の悪化を予防できること 保護者ケース会議で継続的に話をすることで、支援学級入級や医療機関との連携が進み、不登校などの問題が予防できること 保護者ケース会議することで、経験値やノウハウを積み上げて、学校の財産として残すことができる	子どもを見る、親も見るという包括的に家庭を見るという視点ができたのは、保護者ケース会議が大きく貢献しているところです/学校外とか、学校ですることとか、私たちは分けがちだけれど、子どもにとってはそれは全部一緒で、そこにどういう視点を持って、こっちが関わるか関わらないかなのだと感じた 子ども自身がどうしたいか、何に困って、本当は何ができるようになりたいのか、担任の先生などが聞いていることが結構あるので、それを分かった上で支援に臨んでいます/保護者ケース会議で話した内容を校内支援会議でも大切にしながら話をしていました。それなしには子どもの課題解決にはならないと感じた 年1回「先生、手出しちゃった」みたいな電話がかかってくるけれど、「学校も応援するから、そこだけはしないよう頑張っていこうね」と話したら、お母さんも頑張ってくれた/今まで保護者ケース会議をやってる分、「学校に来て、話聞かせてください」と呼びやすかった もう1年後であれば学校も不登校になってたかもしれないけれど、まことに話をしているからこそ支援学級の措置変更につながった/ケース会議がなかったら、小学校の間は支援学級の話があつても話が進まなかつたと思う 保護者ケース会議を行い、支援委員会で考えて取り組んだことが、成功した、失敗したという蓄積されるノウハウとなり、財産として残っている/ちゃんと見立てて、検証して、みんなで考えるというプロセスを踏んでることが、すごく経験値をいただいている

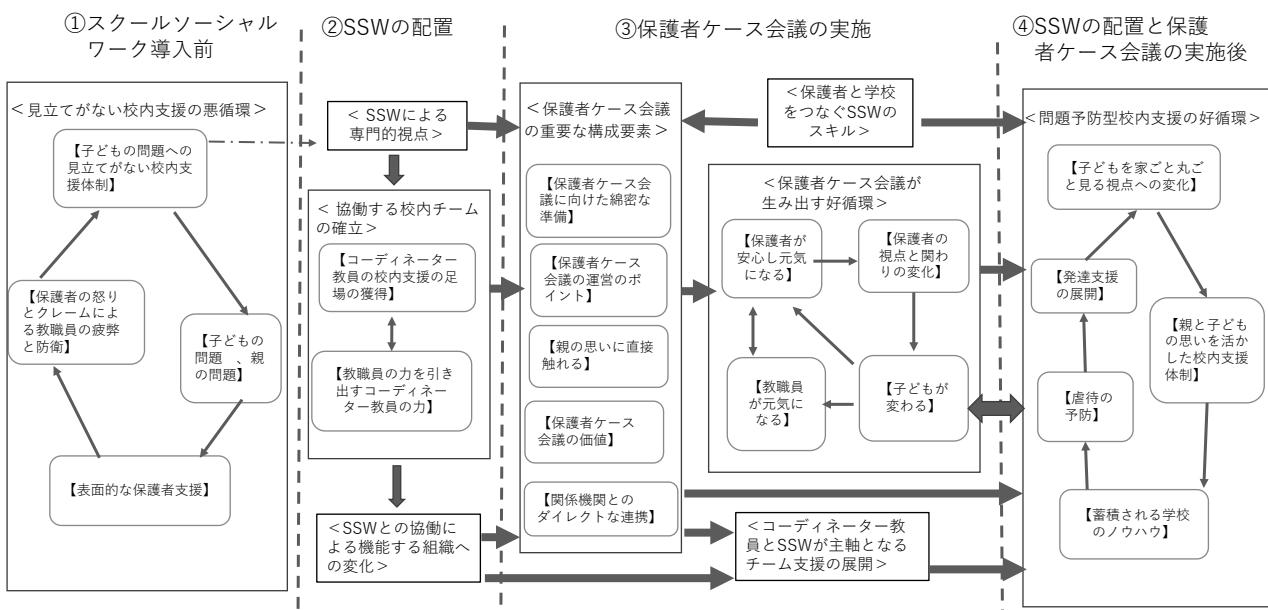


図1 結果図 SSW配置と保護者ケース会議の実施による校内支援システムの変容プロセス

### A. スクールソーシャルワーク導入前の段階

スクールソーシャルワークが導入される前の学校は、【子どもの問題の見立てがない校内支援体制】、つまり情報交換のみの校内会議で子どもの問題の背景を見立てず、生活指導中心の対症療法的な手立てをしている状況であった。そのため、表面的な見方でしか問題を捉えることができず、子どもの問題は家庭の問題という【子どもの問題、親の問題】という視点で捉え、学校と家庭の役割の線引きをしていた。これは、子どもの問題理解の方法が、家庭が原因で子どもが悪くなるという直線的思考に留まっていることも影響している。実際は、子どもの問題については、子ども、学校、家庭という生活環境との交互作用の中で生じるというエコロジカルな視点やシステム理論に基づく円環的視点が必要である。学校は、学校と家庭の連携の効果的な方法を知らないことや、学校だけの業務で手いっぱいであることから、できるだけ家庭とは距離を置こうとして【表面的な保護者支援】になる傾向がある。その結果、教職員と保護者の問題認識のずれが、【保護者の怒りとクレームによる教職員の疲弊と防衛】につながるケースがある。ここでも＜見立てがない校内支援の悪循環＞が影響していることがわかる。つまり、子どもの問題の背景にある保護者についての見立てが不十分である。教育現場では子どもの問題の背景が見えない中で各教員が孤軍奮闘している現状が伺える。

### B. SSW配置の段階

見立てがない学校にSSWが配置される意義は、校内の教職員に＜SSWによる専門的視点＞が浸透し、教職員の子どもを捉える視点や視野が広がる点である。SSWが子どもの問題を広く深くより専門的な視点からいかに的確に説明できるかが重要であることがわかる。

SSWの視点に共感し取り入れようとする教職員の存在があって初めて校内支援体制の変化につ

ながる。特に、SSWと校内教職員とのつなぎをするコーディネーター教員の理解は不可欠である。コーディネーター教員の意識の変化は、まずSSWと一緒に動き、その中で見立ての必要性に気づき、SSWの視点をモデリングし、SSWの後押しを受けながら自分のものにして確立していくというプロセスになる。このような【コーディネーター教員の校内支援の足場の獲得】が行われた後、【教職員の力を引き出すコーディネーター教員の力】が発揮される。

コーディネーター教員は校内の担任をはじめ教職員の力をうまく引き出すように立ち振る舞い、校内にチームを作り出す。SSWが配置されても、校内協働の中心となるのは同業種の教職員であり、その方が＜協働する校内チームの確立＞が実現できる。＜SSWとの連携による機能する組織への変化＞では、SSWとの連携で、ケース会議によって情報の見える化が進み、組織として機能していくことの効果と意義を教職員自らが感じとるようになる。

### C. 保護者ケース会議の実施の段階

保護者ケース会議を成功させるためには、会議の場が明確な目的のもとに運営される必要があり（会議の構造化）、学校サイドの情報共有や目標設定が事前に十分に行われていることが重要である。以下に示す5つの概念は＜保護者ケース会議の重要な構成要素＞である。一つ目の【保護者ケース会議に向けた綿密な準備】とは、保護者ケース会議に向けて関係者が目標設定や道筋を整理し、確実に保護者とケース会議が行えるように綿密な準備を進めることである。保護者ケース会議という目前の目標があるため、会議 자체がより具体性のある会になりやすい。本番の【保護者ケース会議の運営のポイント】は、保護者ケース会議の運営で見落としてはいけない必須のポイントである。具体的には、学校の困り感ではなく保護者の困り感を取り口として会をスタートさせること、会の

前半に子どもの頑張りをしっかりと伝えること、頑張ってもできないことや子どもの抱える課題を具体化すること、それに対して学校は何ができるかを提案すること、保護者ができることを引き出し共有すること、学校と家庭の役割分担や関係機関へのつなぎも明確化すること、定期的にモニタリングの機会をもつことを提案することなどである。回数を重ねるごとに運営のコツを身に着けることができる。

教職員は家庭や子どもの状況をある程度知っているが、その状況が生じる生活背景まで見えないため、事実を表面的に理解する程度で終わっていることが多い。保護者ケース会議で【親の思いに直接触れる】ことで、教職員の中で子どもの状況と生活背景がつながり、子どもと家庭について深く理解する機会となる。例えば、放任家庭だと思っていた保護者の言葉に触れることで「学校以外の子どもの姿を沢山教えてもらった」という語りに変化していく。保護者ケース会議は、クレームを言ってくる親や連絡してもつながらない親など、学校が支援に困っている家庭とも速やかにつながり、子どもの支援と一緒に考えることができる会である。学校と安心してつながり支援を受けることができるということで、保護者側からほとんどキャンセルが生じない子育てをともに考える会となっている。ここに【保護者ケース会議の価値】がある。

個人情報の扱いについては、虐待事例は勿論、要保護までに至らないケースなどでも、学校と保護者がどこまで情報を共有するかについて学校は頭を悩ませることも多い。子どもにかかわる問題に絞って保護者から直接情報をもらい、さらに関係機関も同じテーブルで話ができるならば、不要な情報制限をかけなくとも、子どもと保護者がかかる問題の本質に直接触れて話し合うことが可能になる。保護者ケース会議には関係機関が直接参加する【関係機関とのダイレクトな連携】により、医療や福祉機関で一般的に実施されているよ

うな支援会議を行うことができる。個別に保護者支援をするよりも共通理解が進み、理にかなった有意義な連携ができるにつながる。

一般に、虐待事例では、通告し外部機関につなぐという学校内から学校外へアウトプットしていく支援の流れになりがちであるが、学校内部の保護者ケース会議が機能すれば、学校外の関係機関の専門性を学校内へインプットしていく形で支援チームを形成できる。このことは、虐待事例に限らず、発達課題や問題行動の事例であっても同様である。発達検査の共有、医療機関での診断、発達支援機関やその他の支援機関との連携なども、保護者と一緒に場で共有し、具体的なプランを練るのに有効である。

SSWには、保護者と教職員の両者の理解を深めるために、保護者ケース会議の中で代弁や仲介を行いファシリテートする＜保護者と学校をつなぐSSWのスキル＞が必要不可欠である。ここでいうスキルには、保護者の思いや考えを引き出すスキル、保護者が抱える生活課題をSSWは理解し学校に対してわかりやすく代弁や翻訳するスキル、保護者と教職員が考えを共有し相互に意見交換できるように仲介しファシリテートするスキルなどが含まれる。

上記のように保護者ケース会議の運営がなされると、以下に示す＜保護者ケース会議が生み出す好循環＞が生まれる。一つ目は保護者側の変化である。保護者ケース会議は、【保護者が安心し元気になる】場になる。子育てと共に考え、保護者を孤立させずにエンパワーすることで、子どもの問題の悪化を防ぐことが可能になる。また更に、保護者が子どもの本質的な問題に目を向けて、子どもの障害や課題を受容し【保護者の視点と関わりの変化】にもつながっていくことになる。例えば、障害受容というプロセスを踏まなければならない時間を要する問題も、チームで共有できることで少しづつ受け止めることができるようになった事例が報告された。親の声掛けや関わり方が変わる

ことで【子どもが変わる】ことにつながる。学校と家庭の相互作用が変われば子どもの問題の改善は加速度的に進む。そして、【子どもが変わる】ことで【教職員が元気になる】。保護者との子どもに対する思いを理解して教職員がチームになって助け合い、その結果として子どもが変わっていく姿を見ることで、教職員自身が元気になる。このような<保護者ケース会議が生み出す好循環>は、疲弊する教育現場に「チーム学校」の一つの在り方を示すものであり、SSW自身がエンパワメントの流れを生み出していく専門家であることを再認識させられる事柄である。

<コーディネーター教員とSSWが主軸となるチーム支援の展開>は、保護者ケース会議の目標がスムーズに実現できるようにバックアップしチームを形成していくことである。ここではSSWの専門的なマネジメントスキルが必要とされるところであるが、一人でマネジメントするのではなく、コーディネーター教員との協働によりマネジメントする点も大事な留意点である。

#### D. SSWの配置と保護者ケース会議の実施後の段階

SSWの配置と保護者ケース会議を実施することで、保護者の関わりの変化に伴う【虐待の予防】ができるようになる。保護者とケース会議を実施しているため、虐待が起きた場合でも親と話ができ、その結果、虐待の悪化を予防できるようになる。「虐待している親」という枠組みではなく、「子育てについて悩んでいる親」という枠組みで学校は保護者ケース会議を展開できているため、対立構図にならずに必要な助言ができるのである。

保護者ケース会議で具体的なプランニングができることで、支援学級入級や医療機関との連携が進み、その結果、不登校などの問題が予防でき、子どもの【発達支援の展開】が進む。特に大きな変化は教職員自身に【子どもを家ごと丸ごと見る視点への変化】が生じた点である。保護者ケース会議によって学校が保護者の立場で考えられるよ

うになり、子どもを今見ている姿だけで判断せず、包括的に子どもと家庭を見るように変化していくことがわかる。この視点の変化は、【親と子どもの思いを活かした校内支援体制】作りに影響する。保護者ケース会議や子どもの作戦会議で当事者が困っていることを把握し、校内のコア会議で情報発信することで、課題可決に向けて学校全体で取り組むべき支援が明確化される。

学校では子どもの思いや意見が聞かれずに支援が展開されることも少なくない。あるいは、保護者の意見が強すぎると、子どもがその陰に隠れてしまい、子どもの困っていることとはほど遠いところで大人たちが議論し学校と保護者が対立構図になることもある。子どもの最善の利益のため、保護者ケース会議をすることで当事者の思いが届きやすくなり、子どもが意見表明する機会が多くなる。そして、上記のような方法を積み上げていく【蓄積される学校のノウハウ】は、保護者ケース会議をすることで、経験値やノウハウを積み上げて、学校の財産として残すことができる変化が生まれ、<問題予防型校内支援の好循環>が生まれる。従来の学校は担任や個人の力量に頼る傾向があったが、組織的にチームで動くようになると、蓄積したノウハウを他の事例にも応用することができるようになり、教職員の疲弊やドロップアウトを減少させることができる。

## IV 総合考察

### A. 配置型スクールソーシャルワーカーが校内支援体制に及ぼす影響

配置型のSSWが校内支援体制に及ぼす影響の一つは、校内の教職員に<SSWによる専門的視点>が浸透し、教職員の子どもを捉える視点や視野が広がる点である。配置型のSSWが、校内ケース会議や校内支援会議の場で、保護者の背景にある経済的困難、精神的苦痛、地域での孤立などの保護者自身の困り感や、そのような家庭環境の中

で育つ子どもの困り感を専門的視点でアセスメントし助言することで、教職員が不必要に防衛的になったりパワレスになったりすることを防ぐことができる。

二つ目は、SSW の窓口となっているコーディネーター教員の意識と役割の変化である。コーディネーター教員は、校内で SSW と一緒に動き、その中で子どもの問題の見立ての必要性に気づき、SSW の視点をモデリングし、SSW の後押しを受けながら自分のものにしていた。これは SSW が学校内に配置されているからこそ可能となる「学校内部の内発的変容」であると考える。

三つ目は、校内支援組織が機能的になる点である。「機能する組織」とは、必要な情報が集約され、方向性がきちんと決まって組織として動くことができることを意味している。SSW の実践により、それまでの学校にはなかった視点や方法、つまり情報収集、アセスメント、プランニング、支援の実行、モニタリングというケースマネジメントの方法が浸透した。また、SSW の専門性とも言えるチーム連携や協働化という方法が校内に浸透し、「チーム学校」がより実現しやすくなつたと考える。

## B. 保護者ケース会議が校内支援体制に及ぼす影響

保護者ケース会議が校内支援体制に及ぼす影響の一つは、校内支援の方向性がより明確化される点である。保護者ケース会議を成功させるためには、事前に校内の情報共有や目標設定が十分に行われている必要があるため、会議において支援の方向性が焦点化され具体性のあるプランを構築しやすくなつたと思われる。

二つ目は、子どもと家庭の状況に見合った校内の支援プランを立てることができる点である。保護者の意見や思いを聞くことで、子どもの生活実態の理解がより深まり、支援の糸口も見えやすくなる。保護者との信頼関係が増せば、子どもとの

ケース会議も実現でき、学校と家庭が同じ方向で子ども中心の支援ができるようになる。

三つ目は、個人情報という枠組みを超えて学校内外の関係者が真につながりチーム支援が実現できる点である。今村らは、SSW は学校内チームと学校外チームの間で柔軟に動く必要性を述べ<sup>5)</sup>、洪は校内に限定されたメンバーによるチーム学校から地域社会を含めたチーム学校への移行の視点を強調している<sup>13)</sup>。しかし、学校内チームに子どもと保護者という当事者を含めることで、学校外チームの位置づけや役割がもっと明確になり、個別のニーズにマッチした支援展開が可能になると考える。

## C. 当事者とのケース会議の意義

今回、保護者ケース会議の効果があった事例の多くは、子どもの発達障害や保護者の虐待等の問題を抱えるいわゆる「複合的な問題を抱える困難事例」であった。従来、このような事例への支援は、当事者を支援の対象として学校や関係機関がネットワークを組んでサポートしてきた。しかし、本研究では、当事者を含めた保護者ケース会議の実施により、保護者、子ども、教職員がエンパワーされると同時に、虐待の予防や発達支援が進む可能性が示唆された。保護者ケース会議は、当事者自身が会議に参画し、意見表明を行い、自己決定を行う大切な機会である。社会福祉士倫理綱領の新規条文（2020 年改訂）には「ソーシャルワーカーは、クライエントが自らの人生に影響を及ぼす決定や行動のすべての局面において、完全な関与と参加を促進する」という文言が追加されたが、当事者とのケース会議の促進は社会福祉の専門職として SSW に求められる重要な役割であると考える<sup>注4)</sup>。

## V 本研究の限界と今後の課題

本研究の結果は、配置型 SSW とコーディネーター教員を中心とした保護者ケース会議の実践が校内支援体制に影響を及ぼすと同時に、教職員や保護者をエンパワメントし子どもの問題を改善する新たな「チーム学校」の可能性があることを示唆したと言える。

しかし、今回の研究対象の地域は、ケース会議等のケースマネジメントが浸透している地域で、SSW の専門領域に校内マネジメント等のメゾレベルの実践が含まれることを理解している教職員が多いところであった。全国的に SSW 事業の内容は、外部機関との連携を中心とする間接支援中心の派遣型（マクロ実践）や、外部機関へのつなぎや家庭訪問などの直接支援中心の配置型（ミクロ実践）の地域が多く、校内のチームとしての協働や学校のマネジメント機能に踏み込んだメゾレベルの実践が十分には行われていないのが現状である。また、本研究では、保護者ケース会議の効果があったと思われる事例に焦点を当て分析したが、インタビューの中には保護者ケース会議をしても対応が困難であった事例が数例語られていた。このような本研究の限界と課題を踏まえ、SSW を対象とした別の調査結果も加味して、現在、実践モデルの構築とそれに基づく実践マニュアル、DVD 教材の作成に取り組んでいる<sup>注5)</sup>。今後はこの教材をたたき台として、SSW や教員に実践してもらい、更に効果と課題を明らかにしていく予定である。

## 謝辞

本研究に協力してくださった教員の皆様に深く御礼申し上げます。

## 付記

本研究は日本学術振興会科学研究費基礎 C (一般)「教職員と保護者の力を活かした問題予防型校内支援システムの実践モデル開発」(課題番号 19K02745 ) の一環として実施した

## 注

注1) 中央教育審議会「チームとしての学校の在り方(答申)」([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657\\_00.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf), アクセス 2018. 12. 10)

注2) 文部科学省「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(通知)」(平成 29 年 2 月 3 日) では、SSW ガイドラインを示し、ミクロ、メゾ、マクロレベルの 3 層の職務内容を説明している。

注3) 本研究は、スクールソーシャルワークのマネジメント機能に着目した「教職員と保護者の力を活かした問題予防型校内支援システムの実践モデル開発」のため、M-D&D の実践モデル開発(芝野, 2002) のフェーズ I である「問題の把握と分析」の段階にあたる。M-D&D の実践モデル開発の詳細は、芝野松次郎著「社会福祉実践モデル開発の理論と実際－プロセティック・アプローチに基づく実践モデルのデザイン・アンド・ディベロップメント－」(有斐閣, 2002.) を参照。

注4) 日本社会福祉士会の HP では、2020 (令和 2) 年 6 月 30 日に「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」にあわせて改訂された「社会福祉士倫理綱領」を紹介している。

注5) 実践マニュアルは、「スクールソーシャルワーカーと教師のための校内支援実践マニュアル～子どもの問題を早期に発見・チームで解決～」(神戸学院出版会、2022 年 12 月 24 日出版) を参照。

## 【文献】

- 1) 紅林伸幸. 不可解な「チーム」：学校臨床社会学から

- みた「チーム学校」の可能性.教育と医学.2016；64(6)：451-458.
- 2) 加藤崇英.「チーム学校」論議のねらいと射程.学校経営研究.2016；41：1-9.
- 3) 樋口修資.学校組織運営論からみる「チーム学校」の批判的考察と教員のワーク・ライフ・バランスの実現.明星大学研究紀要.2017；7：1-14.
- 4) 山野則子.スクールソーシャルワークから見た「チーム学校」.教育と医学.2016；64(6)：36-42.
- 5) 今村浩司、下田学.チームとしての学校の在り方からみるスクールソーシャルワーカーの役割.西南女学院大学紀要.2017；21：95-105.
- 6) 宮野澄男、潮谷有二、奥村あすか、吉田麻衣.スクールソーシャルワーカーの法的整備に関する一考察—「チーム学校」における教員との連携・分担を多職種連携の立場から-. 純心人文研究第. 2018；24：83-102.
- 7) 高石啓人.スクールソーシャルワーカー法制化をめぐる課題と展望.早稲田大学大学院文学研究科紀要.2018；63：91-108.
- 8) 大塚美和子、西野緑、峯本耕治.「チーム学校」を実現するスクールソーシャルワーク——理論と実践をつなぐメゾ・アプローチの展開.明石書店.東京.2020.41-57.
- 9) 西野緑.子ども虐待とスクールソーシャルワーク——チーム学校を基盤とする「育む環境」の創造.明石書店.東京.2018.16-194.
- 10) 石隈利紀、山口豊一、田村節子.チーム援助で子どもとのかかわりが変わる 学校心理学にもとづく実践事例集.ほんの森出版.東京.2005.8-25.
- 11) 馬場幸子編.学校現場で役立つ問題解決型ケース会議活用ハンドブック チームで子どもの問題に取り組むために.明石書店.東京.2013.68-107.
- 12) 木下 康仁.グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践—質的研究への誘い—.弘文堂.東京.2003.87-224.
- 13) 洪承載.「チーム学校」研究における研究動向の検討.評論・社会科学.2019；131：75-93.

# The Change of School Support System through assignment of School Social Workers and Case Conferences with Parents

## Interview Surveys with Coordinator Teachers

**Miwako Otsuka**

Faculty of Rehabilitaion, Kobe Gakuin University

The interviews with coordinator teachers were performed to analyze the change of school support system through the assignment of school social workers and case conferences with parents. The interviews with 11 coordinator teachers in elementary school and junior high school were analyzed using a modified grounded theory approach. The results were as follows. School which was in vicious circle of school support system without assessment before assignment of school social workers, have been changed to functioning organization after collaboration with school social workers. Furthermore, case conferences with parents have made parents, children and teachers be empowered and have promoted prevention of child abuse and developmental support. And then school has got in virtuous circle in school support system of problems- prevention type in which feelings of parents and children were considered. These results suggest that the case conference including parents could change school support system.

**Key Word :** school social worker case conference with parents school support system coordinator teachers school as a team